

## 野田市農産物直売所指定管理者の指定について

### 1 選定理由

野田市農産物直売所については、野田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項第2号に規定する、その他特別な理由がある場合に該当するため、野田市農産物直売所運営組合が法人格を取得し運営体制の強化を図った「農事組合法人ゆめあぐり野田」を随意指定することにより、順調に運営がなされてきた。

平成30年度からの指定管理者の指定に際しては、これまでの実績を踏まえ、「農事組合法人ゆめあぐり野田」を引き続き指定することとし、利用者本位のサービスを提供するための改善を図るため、公募同様の事務的な手續きを踏まえるのではなく、市と指定管理者が仕様内容について事前に十分な協議を行いながら仕様書を作り上げる形とした。

野田市農産物直売所指定管理者候補者選定委員会において、仕様書及び事業計画書を確認のうえ、総合的に審査を行った結果、当施設の管理を行わせるに適正と認め、「農事組合法人ゆめあぐり野田」を指定管理者候補者として選定した。

### 2 選定経過

候補者選定委員会 〔 質疑及び審査、審議及び候補者の選定 〕	平成30年1月22日(月)
候補者選定通知	平成30年1月30日(火)
野田市議会議決	平成30年3月23日(金)
指定通知	平成30年3月30日(金)